

安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラを有効に利用した安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するとともに、市民等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置であって、撮影した画像を記録する機能を有するもの（犯罪の予防を従たる目的とするものを含む。）をいう。
- (2) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、通学し、若しくは滞在する者又は市の区域を通過する者をいう。
- (3) 画像データ 防犯カメラにより記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、画像表示装置等を用いて画像として表示することにより特定の個人を識別することができるものをいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める不特定多数の者が利用し、又は通行する場所をいう。

(設置運用要領の届出)

第3条 次に掲げる者で、公共の場所に向けて防犯カメラを設置するもの（以下「設置者」という。）は、規則で定めるところにより、防犯カメラの設置及び運用に関する要領（以下「設置運用要領」という。）を定め、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 市
- (2) 市の公の施設を管理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (3) 町内会その他これに準ずる団体
- (4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づく商店街振興組合

(設置者の責務)

第4条 設置者は、防犯カメラの設置に際しては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的を明らかにすること。
- (2) 防犯カメラの撮影対象区域を明確にすること。
- (3) 防犯カメラの撮影対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示すること。
- (4) 防犯カメラの管理及び運用に関する責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこと。
- (5) 防犯カメラの管理及び運用の業務を外部に委託する場合は、受託者にこの条例を遵守させること。

(画像データの適正な取扱い等)

第5条 設置者及び管理責任者（以下「設置者等」という。）並びに防犯カメラを取り扱う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置運用要領に従い、防犯カメラの適正な運用を図ること。
- (2) 画像データから知り得た市民等の情報を他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないこと。設置者等でなくなった後においても、同様とする。
- (3) 画像データの表示又は記録をする場合において、通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、画像データの漏えい、改ざん等の防止のための安全対策の措置を講ずること。
- (4) 次に掲げる場合を除き、画像データを防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。

ア 法令に基づく場合

イ 市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

ウ 画像データから識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

- (5) 画像データを記録した媒体は、防護された場所で厳重に保管すること。
- (6) 記録された画像データを加工し、複製し、又は印刷しないこと。ただし、第4号アからウまでの規定により利用し、若しくは提供し、又は次条の規定により開示するために複製し、又は印刷する場合は、この限りでない。
- (7) 規則で定める保存期間を経過した画像データは、消去、記録した媒体の破碎

その他の適切な方法により復元できないように処理すること。

(8) 画像データの利用又は提供、消去等及び開示並びに第7条第1項の苦情の対応の状況について記録しておくこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、画像データの漏えい、滅失、改ざん等の防止その他の画像データの適正な取扱いのために必要な措置を講ずること。

(画像データの本人への開示)

第6条 設置者等は、本人から自己の画像データの開示を求められたときは、本人に対し、必要と認められる範囲で合理的な方法により当該画像データを開示するよう努めなければならない。

(苦情対応)

第7条 設置者等は、市民等から防犯カメラの設置若しくは運用又は画像データの取扱いに関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 市民等は、前項に規定する苦情の対応に不服があるときは、市長に対し、その旨を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(報告、勧告及び公表)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、設置者等に対し、防犯カメラの設置及び運用の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による報告において第3条から前条までの規定に違反する行為があると認めるときは、設置者等に対し、当該違反する行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなくて勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

(届出状況等の公表)

第9条 市長は、毎年1回、次に掲げる事項をとりまとめ、これを公表しなければならない。

(1) 第3条の規定による届出の状況

(2) 第7条第2項の規定による申出及び当該申出に対する市長の対応の状況

(3) 前条第3項の規定による公表の状況

(市が設置した防犯カメラの画像データの取扱い等)

第10条 市が設置した防犯カメラの画像データの取扱い等については、第5条第4号及び第6号並びに第6条の規定にかかわらず、安城市個人情報保護条例（平成12年安城市条例第50号）に定めるところによる。

（設置者等以外の者の防犯カメラの設置及び運用）

第11条 設置者等以外の者であって、防犯カメラを設置し、及び運用するものは、この条例の趣旨にのっとり、防犯カメラの設置及び運用に関し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（啓発活動）

第12条 市長は、防犯カメラを設置し、及び運用する者に対し、防犯カメラの適切な設置及び運用についての啓発活動を行うものとする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日において現に設置者である者は、施行日から3月以内に設置運用要領を定め、これを市長に届け出なければならない。

3 前項の設置者については、同項の規定により設置運用要領の届出がなされるまでの間は、第4条、第5条及び第8条第2項の規定は適用しない。ただし、施行日から3月を経過した後は、この限りでない。